

○新宿区子ども・子育て会議条例

平成27年3月23日

条例第18号

改正 令和5年3月20日条例第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、新宿区子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(令5条例9・一部改正)

(所掌事務)

第2条 会議は、新宿区における法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(令5条例9・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者 4人以内
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業を行うもの(法人その他の団体にあっては、その構成員) 5人以内
- (4) 地域活動団体の構成員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は第3条第1号に該当する委員のうちから委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

(会議)

第7条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年5月7日規則第54号により、平成27年6月22日から施行)

(準備行為)

2 委員の委嘱のための手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年新宿区条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(新宿区次世代育成協議会条例の一部改正)

4 新宿区次世代育成協議会条例(平成17年新宿区条例第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月20日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。